

返戻金制度について

一般社団法人関東地域づくり協会

採用を決定した人材が入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

ただし、労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合にはこの限りではない。

入社辞退、退縮、解雇が

1. 入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の70%
2. 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%
3. 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：本件報酬の20%